

長沼町低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱

(平成 24 年 12 月 4 日制定)

改正 平成 26 年 2 月 21 日 平成 27 年 6 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 84 号。以下「法」という。)に基づき、長沼町長(以下「町長」という。)が行う低炭素建築物新築等計画(以下「計画」という。)の認定、変更の認定(以下「認定等」という。)に係る審査事務を合理的かつ効率的に行うために必要な事項を定める。

(認定基準)

第 2 条 計画は、法第 54 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する認定基準に適合するものとする。

2 都市の低炭素化を促進する上で、緑地を保全することに配慮することとし、その内容については、次のとおりとする。

(1) 低炭素建築物の新築等をしようとする地域に、次に掲げる制限等に適合するものであること。

ア 長沼町美しい景観づくり条例(平成 20 年条例第 4 号)による緑地の保全に関する制限等の内容

(事前審査)

第 3 条 申請者は、町長に申請書を提出する前に、住宅の用途に供する建築物である場合は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号。以下「省エネ法」という。)第 76 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関に低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査(以下「調査機関審査」という。)又は、住宅の品質確保の促進に関する法律(平成 11 年法律第 81 号。)第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関に低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査を依頼し、住宅以外の用途に供する建築物である場合は、調査機関審査を依頼し、「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証(以下「適合証」という。)」(別記様式第 1 号)の交付を受けるものとする。

2 前項に定める適合証は、法第 54 条第 1 項第 1 号(エネルギーの使用の合理化等)に定める認定基準について、次の各号に定める認定基準の区分の全てに適合することを証したものであること。

(1) 外皮性能基準

(2) 一次エネルギー消費量の基準

(3) その他の低炭素化に資する措置に関する基準

(事前届出等)

第 4 条 申請者は、町長に申請書を提出する前に、第 2 条第 2 項に定める基準に規定している地区計画等、建築協定、その他条例、要綱に定められている届出等の手続を完了しているものとする。

(認定申請)

第 5 条 申請者は、法第 53 条第 1 項に規定する認定の申請をするときは、法施行規則第 41 条に規定する認定申請書を町長に提出するものとする。

2 前項の申請に併せて法第 54 条第 2 項の申出を行おうとする場合には、申請者は前項の認定に必要な図書に建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請書を添えて、町長に提出しなければならない。

(認定申請に必要な図書)

第 6 条 申請者は、法施行規則第 41 条に定める図書のほか、次の各号に定める図書を提出するものとする。

(1) 第 3 条に規定する適合証

(2) 第 2 条第 2 項に定める基準に適合することを確認するために必要な第 4 条の通知書等の写し又は届出書等(受付印等のあるもの)の写し。

(認定の通知)

第 7 条 町長は、計画の認定をするときは、法施行規則第 43 条第 1 項の規定により、申請者へ認定通知書を交付する。

(計画の変更申請)

第 8 条 申請者は、法第 55 条に規定する変更の認定の申請をするときは、法施行規則第 45 条に規定する変更認定申請書を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、前条までの規定を準用する。

(取下げ届)

第 9 条 申請者は、認定を受ける前に申請を取り下げるときは、取下げ届(別記様式第 2 号)1 部を町長に提出しなければならない。

(取りやめ届)

第 10 条 計画の認定を受けた者(以下「認定建築主」という。)は、認定低炭素建築物新築等計画の建築を取りやめるときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の届出書(別記様式第 3 号)1 部に認定通知書を添えて、町長に提出しなければならない。

(完了の報告等)

第 11 条 認定建築主は、認定を受けた計画の建築物の建築工事が完了したときは、認定低炭素建築物新築等計画に従って建築工事が行われた旨を建築士が確認し、速やかに、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書(別記様式第 4 号)1 部を町長に提出しなければならない。

2 法第 56 条により町長から報告を求められた認定建築主は、認定低炭素建築物状況報告書(別記様式第 5 号)1 部を町長に提出するものとする。

(認定しない旨の通知)

第 12 条 町長は、認定、変更の認定の申請に係る計画の認定をしない場合は、認定しない旨の通知書(別記様式第 6 号)を申請者に送付するものとする。

(改善命令)

第 13 条 町長は、法第 57 条の改善命令は、町長が必要と認めるときに、改善命令書(別記様式第 7 号)により行うものとする。

(認定の取消し)

第 14 条 町長は、法第 58 条の規定による認定の取消しは、町長が必要と認めるときに、認定取消通知書(別記様式第 8 号)により行うものとする。

(その他)

第 15 条 前条までの規定により難しい場合は、別途、町長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 24 年 12 月 4 日から施行する。

附 則(平成 26 年 2 月 21 日)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 6 月 1 日)

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号(第 3 条関係)

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証

[別紙参照]

別記様式第 2 号(第 9 条関係)

取下げ届

[別紙参照]

別記様式第 3 号(第 10 条関係)

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の届出書

[別紙参照]

別記様式第 4 号(第 11 条関係)

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

[別紙参照]

別記様式第 5 号(第 11 条関係)

認定低炭素建築物状況報告書

[別紙参照]

別記様式第 6 号 (第 12 条関係)

認定しない旨の通知書

[別紙参照]

別記様式第 7 号 (第 13 条関係)

改善命令書

[別紙参照]

別記様式第 8 号 (第 14 条関係)

認定取消通知書

[別紙参照]